

令和4年11月 川棚町議会臨時会会議録

令和4年11月11日 金曜日（午前10時開会）

出席議員（13人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	（欠員）	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
健康推進課長	太 川 一 輝
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
教 育 次 長	荒 木 俊 行

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第11号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第4 報告第12号 専決処分の報告（令和4年度川棚町一般会計補正予算（第5回））
- 第5 議案第44号 令和4年度川棚町一般会計補正予算（第6回）

(10:00)

議 _____ **長** 皆様ご起立をお願いいたします。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、令和4年11月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(10:00)

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、水谷末義議員及び福田徹議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

(10:01)

議 _____ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

日程第3 報告第11号

議 長 次に、日程第3、報告第11号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第11号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」について報告をいたします。

去る、9月19日に長崎県に接近した台風14号の強風の影響を受け、小串小学校校庭の樹木があおられ、枝葉が飛散して隣接する家屋の庇に落下し、その衝撃で庇が破損したものであります。

その後、直ちに対応を行い、損害を受けられた相手方と損害賠償の額について協議が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び専決処分の指定に関する条例第2条第1項の規定により、損害賠償の額を定め、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものです。

詳細につきましては、教育次長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。私の方から内容について説明いたします。報告書の次の専決処分書をお開きください。

この件につきましては、損害賠償額について、協議成立後、損害を受けられた方に遅滞なく賠償を行うため専決処分を行ったものであります。

具体的には、専決処分書のとおりでありますので、専決処分書の主な事項に説明を加えながら読み上げ、報告とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、専決の日付です。令和4年10月31日、専決処分を行っております。

損害賠償の額を定めることについて。

川棚町小串郷小串小学校校庭に隣接する家屋で発生した、家屋屋根庇破損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1. 事故発生日時 令和4年9月19日（月）。

なお、時間につきましては、長崎県に接近し風雨が強まった19日未明から早朝の間で発生したものとされます。

2. 事故発生場所 川棚町小串郷、小串小学校校庭南側に隣接する家屋。

3. 損害賠償の相手方 損害賠償の相手方につきましては、個人のプライバシーに配慮し、住所及び氏名の箇所を伏せ字としております。

4. 事故の概要 令和4年9月19日（月）の未明から早朝にかけて台風14号が接近し、小串小学校校庭の南側の樹木が強風にあおられ、飛散した枝葉の一部が隣接する家屋の塩化ビニール波板の庇に落下し、その衝撃で庇を破損したものです。

5. 損害賠償額 2万5,300円。

以上、説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。小串小学校の校庭には大きな樹木が何本も植わっているわけですが、今年度の予算で多分樹木伐採をされていたと思うんですけど、その残りの枝が折れて、あそこの下に3軒あると思うんですけど、その一番手前の方の家に落ちたということによろしいですか。個人のあれには質疑されませんので、もしそういう樹木が落ちたということであれば、それは枯れていたものか、あるいはそのままあったものが折れて落ちたのかですね。その辺がただ落ちただけなのか、先ほどの話では波板みたいなところに当たって庇が折れたというふうにこう言われたんですけど、そういうふうな少々の小枝くらいでは折れないと思うんですけど、結構大きな枝が折れたっていうことですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。まず樹木につきましては、今年度の事業におきまして、校門から左手にこの樹木が並んでおりますけれども、ここも隣接の家屋の方から、秋冬になりますと落ち葉が屋根のほうに落ちるといようなお話をいただいておりますので、これを解消するために今年度の予算で樹木伐採、あるいは校庭の剪定ということで予算を計上させていただきました。8月の10日までにおいて樹木の伐採を3本、それから校庭の高木の剪定4本行ったところでありました。そして今回飛散しただろうと思われる高木につきましては、学校と協議の上で高木の剪定、それから伐採も行ったところですが、手を付けてなかった部分、これは校庭の敷地内で枝は張り出しておりますので、特に隣接を越えて枝が張り出すような状況

ではありませんでしたけれども、これがやはりちょっと高くなっておるとい
うことと、枝葉が大きく広がっているというような状況です。ただ、学校と
しましては、やはり木陰を設けたいという考えもあらわれましたので、話をし
まして残しておったものですが、恐らくこの剪定をしていない樹木か
ら枝が飛散したものであるというふうに思っております。枯れたものか、あるいは
枝が折れて落ちたものかというような状況ですが、ここについては
ちょっと具体的な状況は写真では判断できないんですけれども、やはり写真
の状況を見ますと、塩化ビニール波板の上に枝が落ちて乗っている。そして
その部分が穴が開いているというような状況がありましたので、これはその
高木から飛散した枝によって破損したものであるというふうに考えているところ
でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 今回の議案を提出するまでの経過等についてお尋ねしたいと思
いますが、今回議案の差替えがありました、どこが違うのかなと思って見
てみると、事故発生の日時とか、それから台風の何号という、17号とか1
4号とかっていうふうな、当初17号となっていたのが正式なものでは14
号というふうになっております。なぜこういうふうな間違いがあったのかな
ということで当初の専決処分はどちらの書類で専決処分をされたのかとい
うことで、そこら辺の経過等についてお尋ねをしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。まず専決処分書として整理するに当
たって、発生日時、そして台風の番号、こういったものがもう既に誤ってお
りましたので、改めて確認をし、整理をした上で専決処分をさせていただ
いたものでございまして、お手元に差替えで配布しましたものが正式な内容
となっております。専決処分書自体を誤っておりましたので、こういったもの
も全て改めて確認しまして提出をさせていただいたものです。以上です。

議 長 はい。ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします

日程第 4 報告第 1 2 号

議 長 次に、日程第 4、報告第 1 2 号「専決処分の報告（令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第 1 2 号「専決処分の報告（令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回））」について、提案理由をご説明いたします。

去る 10 月 24 日付けで、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定に基づき、国庫支出金を財源の全てとする補正予算を専決処分により決めましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 215 万 7, 000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 72 億 829 万円にしたものであります。

補正の内容につきましては、9 月 9 日に国が開催した物価・賃金・生活総合対策本部における電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けた低所得世帯への支援を踏まえ、本町においても早急に住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 5 万円の給付金を支給するため、価格高騰緊急支援給付金を追加したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 私の方から補正内容につきまして説明させていただきます。今回の補正につきましては、町長の説明にもありましたとおり、住民税非課税世帯等を対象とした、1 世帯当たり 5 万円の価格高騰緊急支援給付金を支給するために補正を行ったもので、支給に係る事業費の全額が国の補助金となっております。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8、9 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費であります。3 節から 1 2 節までは

価格高騰緊急支援給付金の支給事務に係る事務用品費、人件費、郵便料、システム改修費を計上したものでありまして、18節には1世帯当たり5万円の給付金1,602世帯分を計上したものであります。歳出は以上であります。歳入を説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金であります。価格高騰緊急支援給付金の支給に係る歳出の全額8,215万7,000円を計上したものであります。歳入は以上であります。10ページ以降につきましては給与費明細書を付けておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 ちょっとこの給付金の支給について調べたところ、住民税非課税世帯へということで、まず第一に上げられているんですが、2番目に家計急変世帯への支給もあるんですが、そこら辺は申請が必要だということですけど、川棚町ではそこは対象に考えておられないのか。また、そういうところはあとで対応されるのかお聞きします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。お答えいたします。今回の予算において、家計急変世帯、予算としては2世帯分、これが国の方から前回ありました10万円の給付のときに急変があった分を限度に予算を計上しなさいということできてますので、前回は2世帯あったということで、今回も2世帯分予算としては計上をいたしております。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 確認です。1,602世帯のうち2世帯が入っているということでもいいんですか。もう2世帯は済んだということなのか、ちょっとそこを確認します。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。お答えいたします。今から申請は行ってもらおうものでありますので、前回の令和3年度の10万円のときに家計急変世帯が2世帯あったということで、今回も急変世帯として2世帯分を予算計上し、これから申請をしていただくように、あればですね、していただくようお願いしたいと思っております。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 この専決処分が10月24日に専決されているわけですが、本日は11月11日なので、まあ半月余り程度の日にはちの差しかないんですけども、すなわちこの専決のここの部分を今日の議案に入れてもよかったんじゃないのと思われるのですがね。10月24日に専決しても、まだ事務処理中だろうと思うんですよ。だからあんまりそんな日にちがないので、今日の議案で一緒によかったんじゃないかなって思われるんですが、なぜ緊急に10月24日に専決処分とされたのかというのをお聞きしたいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。お答えいたします。なるべく早く給付金を出すためには、まずシステム改修が必要になります。そのため、システム改修の契約をするために、なるべく早くということで専決処分を行っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:20)

日程第5 議案第44号

議 長 次に、日程第5、議案第44号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第44号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,647万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億5,476万5,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたことを受け、臨時交付金を活用した事業を追加するもののほか、当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

その主なものは、物価高騰等の影響を鑑み、町内の子育て世帯等を支援するための物価高騰等対策子育て世帯緊急応援事業費及び感染症対策事業費の追加、物価高騰等の影響を受けた町内中小企業者を支援するための町内事業者燃油等価格高騰対策事業費の追加等を計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 では、私の方から補正予算の内容につきまして説明いたします。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

2款総務費であります。4項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、6月補正において計上しました投票用紙自動交付機の購入について、現行予算では不足が見込まれるため、17節備品購入費を増額するものであります。12、13ページをお開きください。

3款民生費であります。2項1目児童福祉総務費につきましては、町内の認定こども園1か所において、医療的ケアを必要とする保育児を受け入れられる体制を整備され、国の医療的ケア児保育支援事業の対象となることが見込まれることから、18節160万円を計上するものであります。なお、補助対象となる経費は、こども園が配置する看護師等の人件費及び在籍保育士の研修費等であります。本事業は、保育対策総合支援事業費補助金として、国3分の2、県6分の1の財政措置があるため、歳入として相当額を計上しております。

2項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費の説明欄の番号1、保育所等原油価格・物価高騰対策支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下、本交付金を地方創生臨時交付金と省略し説明させていただきますが、地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対

策等として、町内の認定こども園等保育施設及び放課後児童クラブの8施設に対し、電気・ガス・燃料油代等を支援するための経費として18節を121万円計上するものであります。なお、算出の根拠としましては、各施設から提出された令和3年度の実績額の1割程度としております。

説明欄の番号2、物価高騰等対策子育て世帯緊急応援事業費につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、物価等高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、ギフトカード等を交付するものです。支援の対象としましては、後ほど説明します町内小中学校給食費の支援の適用外となる未就学児、町内の小中学校以外の学校等に通学する小中学生、高校生世代、町内に住所を有する大学生等又は保護者を想定しております。本事業の実施に伴い、会計年度任用職員を配置する経費として、2節給料を118万8,000円、3節職員手当等を8万1,000円、4節共済費を20万1,000円、ギフトカード等の購入用費として7節報償費を2,540万円、消耗品費として10節需用費を8万円、ギフトカード等の郵送料として11節役務費を65万円、町外在住の小中学生への支援として18節を68万4,000円、それぞれ計上するものであります。14、15ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費の説明欄の番号5番、町内事業者燃油等価格高騰対策事業費につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、物価や燃油等高騰対策として、町内の中小企業者に対して支援金を交付するものであります。交付対象者は、農林漁業を除く中小事業者とし、令和4年7月から9月までの業務用の電気代・ガス代・燃料油代の支払い実績の2分の1、ただし、事業者当たり8万円を限度として支給するものであります。本事業の実施に伴い、会計年度任用職員の配置に要する経費として、1節報酬を25万円、4節共済費を4万円、8節旅費を4,000円、18節補助金として3,200万円を計上するものであります。

説明欄の番号6、運送事業者燃油価格高騰対策事業費につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、燃油等の価格高騰対策として、町内の貨物運送事業者に対して、保有する車両台数に応じ定額の支援金を交付するものであります。18節の補助金として350万円を計上するものであります。1

6、17ページをお願いいたします。

10款教育費であります。2項1目学校管理費につきましては、石木小学校において、経年劣化による部分的な腐食により、使用を中止している遊具の修繕に対応するため、10節需用費を増額するものであります。

6項2目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、物価等高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、町内の小中学校に通う生徒を対象に、給食費3か月分の保護者負担相当額を支援するものであり、18節補助金として1,289万2,000円を計上するものであります。18、19ページをお開きください。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより3,390万3,000円を減額するものであります。歳出は以上であります。続きまして、歳入をご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

14款国庫支出金であります。2項1目民生費国庫補助金及び5目総務費国庫補助金につきましては、歳出事業の増額に合わせ増額するものです。

なお、5目総務費国庫補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、本町に対して4,514万3,000円の配分額が示されておりますので、同額を計上しております。8、9ページをお開きください。

15款県支出金であります。2項2目民生費県補助金につきましては、歳出事業の増額に合わせ増額するものであります。歳入は以上であります。20ページ以降につきましては、給与費明細書を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で、令和4年度一般会計補正予算（第6回）の説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。すみません、基礎的なことですが、今説明がありました歳入と歳出との関係ですけれども、この6ページ、7ページによると、コロナ関係の4,514万3,000円は総務費国庫補助金として受けておるわけですけれども、この4,514万3,000円は、この歳出のほうで見ると、

民生費と商工費と教育費に分かれて支出になっていると思いますので、すなわち歳入と歳出で款・項・目が違うのではないかと思いますけども、それはそれでよいのでしょうかということをお聞きします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。田口議員のご質問にお答えいたします。今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、総務費国庫補助金として一括で計上しております。一般的に、例えば今回民生費の事業としまして、医療的ケア児の受入れ態勢に関して歳出事業と、それに併せて国と県の補助金を計上しているものもございます。こういった形で、歳出事業に合わせて1つの歳入として、1つの事業として計上しているものにつきましては、一般的に対応する歳入につきましても同じ款の項目で計上しておりますが、今回歳出が複数の款にまたがるようなものにつきましては、歳入につきましても一括で計上するという形で取り扱っておりますので、今回の地方創生臨時交付金につきましては、このような取扱いで行っているところであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福田 13ページの物価高騰等の対策、子育て世帯緊急応援事業費2,828万4,000円ですね。これ、前の全協のときに説明を受けたときは1,430万ですか、これが倍になっているわけですが、これと17ページの給食費の無償といいますか、相当分ということですが、これは町内の学校に通っている子で、13ページのほうは18歳以下のその他の子ということだったんですが、倍になっているということは、これは小学校、中学校に通っている子も含めてということになればちょうど倍になるだろうと思うんですが、そういうふうな見方でいいんでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。お答えをいたします。今回、前回のご説明のあとに庁内で再度事業の内容等について見直しを行いまして、近隣のまちで大学生を対象にした支援対策も講じられているというところがありましたので、前回ご説明をいたしました未就学児、高校生、町外の小中学校に通っているお子さんに加えまして、大学生もしくは専門学生と、いわゆる川棚町内の保護者が扶養している大学生等、学校に通っている方、こういった方に対しても支援

をしたいということで、支援の幅を広げております。その分が増額しているものであります。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福田 はい。金額と人数はお聞きしてたんですが、じゃあその増えた大学生と専門学校生の数と補助額ですね、単価ですね、お聞きしたいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 お答えいたします。すみません、先ほどの私の説明の中に、説明が不足していた点もありましたので、併せてご説明をいたします。

対象となるお子さんたちの人数ですけれども、未就学児につきましては670名、これに1万円相当の商品券等を配布したいということで考えております。で、高校生世代の人数につきましては400名程度と推定をいたしております。高校生につきましては、当初1万5,000円の助成ということで想定をしておりましたが、ちょっと他所の近隣町の状況で3万円に近い補助金を出している所がありましたので、うちのほうとしては2万5,000円程度の助成をしたいというふうに考えております。大学生等につきましては、290名と推計をしております。これは、税の特定扶養親族の数が290名、19歳から22歳までの方で納税者に扶養されている方の数が290名ということでしたので、学校に通っていらっしゃらない方もいらっしゃるとは思うんですけれども、最大でその方たちは対象と見ればいいのかというふうに考えておまして、290名相当で3万円の助成ということで想定をしております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番 水谷 今回の補正で、地方創生臨時交付金で事業をするというふうなことでされているんですが、補助以外について予備費を活用されているかと思えます。ここら付近全体的に事業の補助率みたいなものがわかればお伺いをしたいと思います。一定じゃないみたいなので、どうなのかなと思っております。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 水谷議員のご質問にお答えいたします。今回、歳入としまして4,514万3,000円を地方創生臨時交付金の新たな枠として計上して

おります。こちらの国としての補助率としましては、あくまで10分の10、町の事業の財源として交付されるものでございます。こちらについて執行残等も見越しながら、多く歳出事業としては予算を計上させていただきまして、執行状況等も見据えながら、この4,500万程度で決算が迎えられるばと思っております。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 給食費の補助について質問ですが、給食費となれば、期間、月単位と思いますけど、何か月間とか期限をある程度見ておかないと予算できないと思うんですけど、その期間についてと、あとこれは親の所得制限といえますか、それはないというふうに私理解しとるんですけど、その辺2つについてお願いいたします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。給食費につきましては、来年の1月から3月までの3か月間の実食に関わるものについて、この給付金を活用して助成をするということしております。所得制限等はありませんので、町内の小中学校に在籍する児童生徒に係る給食費の全額をこの助成を行うというようなことでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番 水 谷 先ほどの説明でいきますと、要するに国庫支出金以外の一般財源については、補助の残りを単独で計上しているということですかね。ちょっとそこら付近がよく意味が理解できずにいるんですが。以上です。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 水谷議員のご質問にお答えします。今回、歳入としましては4,514万3,000円を計上しておりますが、全員協議会の場でも説明させていただきましたとおり、今年度一般的な臨時交付金として活用できます1億2,000万程度の配分枠、そして原油物価高騰対策として示されている5,300万程度の枠、そして今回の4,500万程度の枠の合計の交付金としまして、2億2,283万8,000円が今年度の全体の国の枠として示されております。これに対して、今回これまでの6月議会からの計上額としましては、2億6,782万3,000円を合計として計上しております。つきまして、4,000万程度は多めに歳出事業としても計上してお

ります。こちらのものにつきまして、執行率、執行する中で執行残等も出てまいりますので、この2億6,000万が最終的に執行状況としまして国費の2億2,200万を上回るような形で決算を迎えられればと考えております。

なお、今歳出事業としまして、予算ベースで2億6,700万の事業を計上させていただいておりますが、その充当率としましては8割程度が、当初予算ベースに比較しまして8割程度の充当率となっております。以上です。

議 _____ 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:47)

議 _____ 長 ここで、お諮りをいたします。本臨時会において議決されまし

た案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和4年11月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立を願います。どうもお疲れ様でした。

(10:48)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村井達己

会議録署名議員 _____ 水谷末義

会議録署名議員 _____ 福田徹